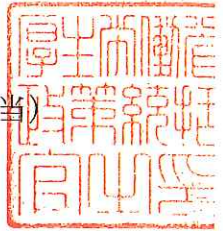




政統発0227第2号  
平成30年2月27日

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）



平成30年国民生活基礎調査への協力について（依頼）

時下ますます御清栄の段お慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では昭和61年から、国勢調査などと並ぶ、統計法に基づく基幹統計を作成するための重要な調査である国民生活基礎調査を毎年実施しており、本年も平成30年調査を6月7日及び7月12日の両日に実施いたします。

本調査では、世帯の人数などの把握のため調査日前の4月下旬、また実際の調査のために6月7日及び7月12日の前後1～2週間程度の間、調査員が調査対象世帯を訪問いたします。

近年、プライバシー意識の高まりとともに、調査員の集合住宅への立入りが困難な場合も生じております。かねてより調査員には、事前に管理員等に来訪の趣旨、調査の目的、必要性などを説明し、協力を得て調査を進めるよう指導しているところですが、調査の円滑な実施には、国民の皆様のお理解はもとより、関係各方面のお協力が不可欠となります。

つきましては、国民生活基礎調査の実施に関する記事の貴会会員の皆様が発行する広報誌等への掲載などについての御周知方、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、参考までに、調査の概要を添付いたしますので、貴会会員の皆様への周知等に御活用ください。

後日、貴会への広報用の版下を送付させていただきます。

御多忙の折、大変恐縮ではございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

問合せ先

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付

参事官付世帯統計室 国民生活基礎統計第一係

Tel : 03 (5253) 1111 (内線 : 7587)

## 平成30年国民生活基礎調査の概要

### 1 調査の目的

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

### 2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票については、平成27年国勢調査区から層化無作為抽出した1,106地区内のすべての世帯（約5万5千世帯）及び世帯員（約13万8千人）を調査客体とする。

所得票については、前記の1,106地区に設定された単位区から無作為抽出した500単位区内のすべての世帯（約1万3千世帯）及び世帯員（約3万1千人）を客体とする。

（注：「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。）

### 3 調査の時期

世帯票 …… 平成30年6月7日（木）

所得票 …… 平成30年7月12日（木）

（注：所得については、平成29年1月1日から12月31日までの1年間の所得を調査する。）

### 4 調査事項

世帯票 …… 世帯員数、単独世帯の状況、5月中の家計支出額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、教育、公的年金・恩給の受給状況、就業状況、公的年金の加入状況等

所得票 …… 所得の種類別金額、所得税等の額、社会保険料額、生活意識の状況等

### 5 調査の方法

(1) 準備調査については、調査員が平成27年国勢調査区要図に基づいて、受持ち調査地区を巡回し、調査地区要図及び調査世帯名簿を作成する。

(2) 世帯票及び所得票は、あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日、調査員が回収する。ただし、所得票については、やむを得ない場合のみ密封方式とする。

### 6 調査の系統

#### (1) 世帯票

厚生労働省 — 都道府県 — 保健所 — 指導員 — 調査員 — 世帯

└─ 保健所設置市 ─┘

└─ 特別区 ─┘

#### (2) 所得票

厚生労働省 — 都道府県 — 福祉事務所 — 指導員 — 調査員 — 世帯

└─ 市・特別区及び福祉事務所を設置する町村 ─┘

### 7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）が行う。

調査結果は「平成30年国民生活基礎調査の概況」及び「平成30年国民生活基礎調査（報告書）」として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページに掲載する。

厚生労働省ホームページ(URL) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>

平成30年



# 国民生活基礎調査を実施します

## ? 平成30年 国民生活基礎調査 とは

6月7日と7月12日を調査日として、日本全国で実施する調査です。  
皆さまの生活の実態を知り、国のさまざまな取組の基礎資料となります。

- 国勢調査などと同様に、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた基幹統計調査です。
- 厚生労働省が昭和61年から毎年実施しており、今回が33回目になります。
- 年金や医療、働き方などについてのわが国の方針を正しく決める上で参考とするデータを集めるための、重要な調査です。
- 全国で約5万5千世帯を抽出して行います。なお、無作為に選んだ一部の世帯の方には、所得に関する調査も実施します。

## 平成28年調査の主な結果

- ✓ 全国の高齢者世帯は1327万1千世帯  
全世帯の26.6%
- ✓ 相対的貧困率は15.6%  
子どもの貧困率は13.9%
- ✓ 老老介護の割合は54.7%

調査の実施にあたっては、都道府県知事（指定都市・中核市長・区長）から任命された調査員がお伺いします。

調査の趣旨・重要性をご理解いただき、調査にご回答いただきますようお願いいたします。

詳しくは、厚生労働省のホームページまたは動画チャンネル（YouTube）をご参照ください。

国民生活基礎調査

検索

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>



国民生活基礎調査



全国で約5万5千世帯を抽出して、6月に世帯世帯を調査します。  
そのうち約1万3千世帯をさらに抽出して7月に所得世帯を調査します。

<http://www.mhlw.go.jp/>

「これから」に役立てる調査にご回答ください。

平成30年

# 国民生活基礎調査

調査日は6月7日と7月12日です。  
4月中旬から調査員がお伺いします。